令第二十条の七第一項第二号の表の認定及び令第二十条の八第二項の認定に係る評価	四十一万円
令第二十条の九の認定に係る評価	四十一万円
令第二十二条の認定に係る評価	四十一万円
令第二十二条の二第二号ロの認定に係る評価	四十一万円
令第二十九条の認定に係る評価	四十一万円
令第三十条第一項の認定に係る評価	四十一万円
令第三十五条第一項の認定に係る評価	八十二万円
令第三十九条第三項の認定に係る評価	五十一万円
令第四十六条第四項の表一の(八)項の認定に係る評価	百四十二万円
令第六十七条第一項の認定に係る評価	四十一万円
令第六十七条第二項の認定に係る評価	四十一万円
令第六十八条第三項の認定に係る評価	四十一万円
令第七十条の認定に係る評価	百十九万円
令第七十九条第二項の認定に係る評価	四十一万円
令第七十九条の三第二項の認定に係る評価	四十一万円
令第百八条の三第一項第二号の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十一万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十六万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十一万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百二万円
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	二十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十一万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	五十六万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	八十七万円

令第二十条の七第一項第二号の表の認定及び令第二十条の八第二項の認定に係る評価	四十万円
令第二十条の九の認定に係る評価	四十万円
令第二十二条の認定に係る評価	四十万円
令第二十二条の二第二号ロの認定に係る評価	四十万円
令第二十九条の認定に係る評価	四十万円
令第三十条第一項の認定に係る評価	四十万円
令第三十五条第一項の認定に係る評価	八十一万円
令第三十九条第三項の認定に係る評価	五十万円
令第四十六条第四項の表一の(八)項の認定に係る評価	百四十一万円
令第六十七条第一項の認定に係る評価	四十万円
令第六十七条第二項の認定に係る評価	四十万円
令第六十八条第三項の認定に係る評価	四十万円
令第七十条の認定に係る評価	百十八万円
令第七十九条第二項の認定に係る評価	四十万円
令第七十九条の三第二項の認定に係る評価	四十万円
令第百八条の三第一項第二号の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十五万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十一万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百一万円
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	二十五万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	五十五万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	七十万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	八十六万円